

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

○生活保護法による医療機関の指定

（社会福祉課）

一

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

（同）

一

○生活保護法による指定医療機関の再開の届出

（同）

一

○生活保護法による施術者の指定

（同）

二

○生活保護法による指定施術者の変更の届出

（同）

二

○県営土地改良事業の工完了

（農村振興課）

二

公 告

○開発行為に関する工完了（二件）

（建築宅地課）

二

告 示

○宮城県告示第五百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十四年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
NPO法人ジャパンハート （こども・内科クリニック）	石巻市新成二丁目十八・五	平成二十三年十二月二十七日

ページ

医療法人進整会志田整形外科医院	気仙沼市東新城二丁目六・四	平成二十四年五月十五日
石巻市立病院開成仮診療所	石巻市南境字新小堤二十五・一	平成二十四年五月一日
石巻市雄勝歯科診療所	石巻市雄勝町大浜字小滝浜九・十六	平成二十四年五月一日
三宅歯科医院	石巻市千石町四・三十九	平成二十四年五月一日
齋藤歯科医院	名取市美田園五丁目十七・五	平成二十四年六月一日
大崎調剤薬局美里店	遠田郡美里町字素山町十九・六	平成二十四年五月一日

○宮城県告示第五百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十四年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
志田整形外科医院	気仙沼市弁天町二丁目二・十二	平成二十三年三月三十一日
石巻市立病院仮診療所	石巻市日和が丘二丁目五・六	平成二十四年三月一日
さとつファミリー歯科	名取市田高字原五百九・三	平成二十四年四月八日
三宅歯科医院	石巻市中央一・十五・九	平成二十四年四月三十日

○宮城県告示第五百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり再開した旨届出があった。

平成二十四年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	医療法人松涛会南浜中央病院 (医科・歯科)	所在地	岩沼市寺島字北新田百十一	再開年月日	平成二十四年四月二日
-----	--------------------------	-----	--------------	-------	------------

○宮城県告示第五百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十四年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術所の名称）	嶋田 健一 (イーグル整骨院東船岡店)	施術所の所在地	柴田郡柴田町船岡新栄四・六・五	指定年月日	平成二十四年四月十三日
武川 倫子 (株式会社さくらサービ ス)	仙台市青葉区錦ヶ丘八丁目二十一・三十				平成二十四年四月十三日
池田 昭平 (池田接骨院)	名取市植松四丁目十七・十二				平成二十四年五月一日
菅野 友美 (N・1整骨院)	黒川郡富谷町成田一・六・一				平成二十四年五月七日
大蔵 哲哉	伊具郡丸森町大張大蔵字田石十六				平成二十四年五月八日
佐藤 義和 (みちのく整体院)	塩竈市清水沢四・一・二十六				平成二十四年五月十一日
石井 治人 (フィット接骨院)	仙台市宮城野区権岡五丁目十二・三十六				平成二十四年五月十一日
高橋 正彦 (訪問療養マッサイジス マイル)	多賀城市明月二丁目六・四十七・六〇三				平成二十四年五月二十六日
下村 修一 (ハッピー治療院)	多賀城市東田中二丁目一・三メゾンかと う二〇二号				平成二十四年五月二十六日

○宮城県告示第五百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十四年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	木川 幸夫	施術所の名称・所在地	木川整骨院 牡鹿郡女川町鷺神浜字大道二・一 健心堂整骨院 石巻市貞山一・十五・三十八 しらとり整骨院 仙台市宮城野区白鳥一丁目一・二十	変更年月日	平成二十四年五月一日
変更前	相田 佳彦	加藤整骨院 多賀城市大代五・二・二			平成二十四年六月一日

○宮城県告示第五百五十五号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十四年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	基幹農道整備事業	事業の名称	工事完了年月日
迫南方2期			平成二十四年五月二十三日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

岩沼市朝日一丁目五番五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

岩沼市藤浪一丁目五番三十二号

株式会社上の組

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

伊具郡丸森町館山字直洲四十八番一、四十八番三、四十九番一、五十番、五十一番、五十二番一、五十三番一、五十四番、五十五番、五十五番二、五十六番、七十八番及び八十一番二並びに五十七番の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一

株式会社コメリ